

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【公開番号】特開2014-238874(P2014-238874A)

【公開日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-070

【出願番号】特願2014-160933(P2014-160933)

【国際特許分類】

G 06 F 3/048 (2013.01)

G 06 F 3/0488 (2013.01)

G 06 F 17/21 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/048 6 5 1 B

G 06 F 3/048 6 2 0

G 06 F 17/21 5 6 4 E

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月21日(2015.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子データのページ情報を記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されたページ情報を、マルチタッチ機能を備える表示画面に表示するよう制御する表示制御手段と、

前記表示制御手段により前記ページ情報が表示された前記表示画面を介して、タッチ操作を受け付ける受付手段と、

を備え、

前記表示制御手段は、前記受付手段により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記受付手段により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするか否かの選択を受け付ける選択画面を表示制御する選択画面表示制御手段を更に有し、

前記表示制御手段は、前記選択画面で非表示にするとの選択を受け付けた場合に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記境界領域は、前記ページのヘッダーおよびフッター領域であることを特徴とする請求項1または2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記受付手段により隣接するページの間を含む位置でピンチアウト操作が行われたことを条件に、当該隣接するページの間を境にして、前記ページ情報を編集する編集手段を備えることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記表示制御手段は、前記受付手段で受け付けたピンチイン、またはピンチアウト操作が、隣接するページの間を含む位置以外で行われた場合に、ページを拡大して表示、または縮小して表示することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項6】

電子データのページ情報を記憶する記憶手段と、マルチタッチ機能を備える表示画面と、を備える情報処理装置の制御方法であって、

前記情報処理装置の受付手段が、前記記憶手段に記憶された前記ページ情報が表示された前記表示画面を介して、ユーザからタッチ操作を受け付ける受付工程と、

前記情報処理装置の表示制御手段が、前記受付工程により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御する表示制御工程と、

を備えることを特徴とする制御方法。

【請求項7】

電子データのページ情報を記憶する記憶手段と、マルチタッチ機能を備える表示画面と、を備える情報処理装置に搭載可能なプログラムであって、

前記情報処理装置を、

前記記憶手段に記憶された前記ページ情報が表示された前記表示画面を介して、ユーザからタッチ操作を受け付ける受付手段と、

前記受付手段により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御する表示制御手段、

として機能させるプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の目的は、直観的な操作で、電子データの隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にすることが可能な仕組みを提供することである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、電子データのページ情報を記憶する記憶手段と、前記記憶手段に記憶されたページ情報を、マルチタッチ機能を備える表示画面に表示するように制御する表示制御手段と、前記表示制御手段により前記ページ情報が表示された前記表示画面を介して、タッチ操作を受け付ける受付手段と、を備え、前記表示制御手段は、前記受付手段により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明は、電子データのページ情報を記憶する記憶手段と、マルチタッチ機能を

備える表示画面と、を備える情報処理装置の制御方法であって、前記情報処理装置の受付手段が、前記記憶手段に記憶された前記ページ情報が表示された前記表示画面を介して、ユーザからタッチ操作を受け付ける受付工程と、前記情報処理装置の表示制御手段が、前記受付工程により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御する表示制御工程と、を備えることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、本発明は、電子データのページ情報を記憶する記憶手段と、マルチタッチ機能を備える表示画面と、を備える情報処理装置に搭載可能なプログラムであって、前記情報処理装置を、前記記憶手段に記憶された前記ページ情報が表示された前記表示画面を介して、ユーザからタッチ操作を受け付ける受付手段と、前記受付手段により隣接するページの間を含む位置でピンチイン操作が行われたことを条件に、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にするように表示制御する表示制御手段、として機能させる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明によれば、直観的な操作で、隣接するページの境界領域の少なくとも一部を非表示にすることが可能な仕組みを提供することができる。